

犬の登録と狂犬病予防注射をしましょう

生後3カ月以上の犬は、登録と毎年1回の狂犬病予防注射を接種することが法律で定められています。

狂犬病は、日本ではなじみの薄い病気ですが、世界では毎年5万人以上が狂犬病で死亡していると言われています。

残念ながら現在でもその治療方法は確立されておらず、発症すると100%死亡する恐ろしい病気です。

日本を含むアジアでは、狂犬病の流行を媒介する動物は犬のみであり、予防注射を接種する以外に狂犬病を予防することができません。

飼い犬の登録と狂犬病予防注射を接種させることは飼い主の義務です。必ず行いましょう。



集合注射を実施します

町では次のとおり狂犬病予防の集合注射を実施します。
現在、犬を飼つていて登録していない方や注射を受けさせていない方も、この機会に予防注射を行つてください。
(現在獣医にかかっている場合は、医師の指導に従つてください)

日 時		場 所
4月7日(木)	午後1時から2時まで	川妻生活改善センター
	午後2時30分から3時30分まで	役場
4月14日(木)	午後1時から2時まで	ふれあいセンター
	午後2時30分から3時30分まで	役場
4月17日(日)	午後1時から2時まで	役場
	午後2時30分から3時30分まで	原宿台コミュニティセンター

- I. ○持参するもの
の場合
○登録が済んでいる飼い犬

- (1) 狂犬病予防注射済票交付
申請書（3月中旬に郵送
したはがき）
(2) 注射代金等
- (1) 狂犬病予防注射料
2,950円
(2) 注射済票交付手数料
350円

II. 登録が済んでいない飼い犬の場合

- (1) 注射代金等
① 狂犬病予防注射料
2,950円
② 注射済票交付手数料
350円
③ 登録手数料2,000円

- ※狂犬病予防注射済票交付申請書（はがき）を忘れてしまふうと注射することができませんので、忘れずにご持参ください。
※代金をお支払いの時、お釣りが出ないようご協力ください。
※その他、「ふん」を片付ける際に必要なスコップ、ビニール袋等をご持参ください。

手続きをささげんとしましょう

次の飼い主の方は、きちんととした手続きをしましょう。

①当町へ転入された方
すでに旧住所地で犬の登録をされていた場合には、新しい鑑札と交換しますので、交

付された「鑑札」と「狂犬病予防注射済票」を持参して、建設環境課生活環境グループまでお越しください。

②当町を転出される方
当町から交付された「鑑札」と「狂犬病予防注射済票」を持つて、新住所地の市町村で

○野良犬の徘徊や迷い犬でお困りの方へ
野良犬が徘徊していて困る、迷い犬が自宅にいるので保護してほしいといった相談は、茨城県動物指導センターへ直接ご相談ください。

③家の中で飼つている場合でも必ず首輪をつけましょう。
④引き綱、首輪は切れそうになつていませんか。現在、犬をつないでいるもので十分かどうか確認をしましょう。
⑤ペットが逃げてしまつた場合は、飼主が責任を持つて探し

変更の手続きをしてください。
③飼い犬が亡くなつてしまつた場合
当町に登録してあります台帳を抹消させていただきますので、建設環境課まで連絡してください。

○お問い合わせ

- ・建設環境課 生活環境G
・茨城県動物指導センター

☎ 0296(7)1200
(84)3618 (直通)

犬の放し飼いは禁止されてしまう

犬の放し飼いは、県条例で禁止されています。自分の犬はおとなしいから大丈夫だとか昼間は散歩ができないからといって夜間に放したりすることは大変危険です。

犬の飼い主は、次のようなルールを守つて正しく飼いましょう。

① 散歩のときも引き綱は必ずつけましょう。

② 散歩中、犬が「ふん」をしたときは必ず持ち帰りましょう。
③ 家の中で飼つている場合でも必ず首輪をつけましょう。
④ 引き綱、首輪は切れそうになつていませんか。現在、犬をつないでいるもので十分かどうか確認をしましょう。
⑤ ペットが逃げてしまつた場合は、飼主が責任を持つて探し